

特別養護老人ホーム藤美苑運営規程【従来型】

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人葆光会が開設する特別養護老人ホーム藤美苑(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

5 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	特別養護老人ホーム藤美苑
所在地	名古屋市千種区鍋屋上野町字北山 3515 番地

(入所定員)

第4条 施設は、その入所定員を86名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(従業者の職種・員数及び職務の内容及び勤務体制の確保)

第5条 施設に勤務する従業者の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤兼務、藤美苑デイサービスセンター管理者と兼務）

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、従業者を指導監督する。

二 医師 1名以上（非常勤嘱託）

医師の職務は、入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

三 生活相談員 1名以上（常勤）

生活相談員の職務は、入退所における面接手続き事務等と入所者の処遇に関する
こと、苦情や相談等に関することとする。

四 介護職員・看護職員

介護職員 30名以上（常勤換算）

看護職員 4名以上（常勤換算）

介護職員の職務は、入所者の日常生活の介護・相談及び援助とする。

看護職員の職務は、入所者の診療の補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理
とする。

五 管理栄養士 1名以上（常勤）

栄養士の職務は、各入所者の栄養状態にあった食事の管理及び栄養指導とする。
(外部委託業者を指導して給食管理を行うこととする。)

六 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員の職務は、入所者の機能訓練に関することと、それに伴う介護
職員への指導などを行うこととする。

七 介護支援専門員 1名以上（常勤）

介護支援専門員の職務は、入所者の要介護申請や調査に関すること、施設サー
ビス計画の作成等、入所者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事
業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

2 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

3 入所者に対するサービスの提供は、施設の従業者によって行います。ただし、入所者の
処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

4 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、施設は、全ての従
業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定
する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症
介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従
業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制につい
ても検証、整備する。

採用時研修を採用後12か月以内に実施する。

5 施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な
言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたも
のにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措
置を講ずるものとする。

第三章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第6条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者又はその家族の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第7条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努める。

(入所)

第8条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受け事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合やその他入所申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な医療機関等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じる。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

(退所)

第9条 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、入所者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

2 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その入所者及びその家族の希望、その入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

3 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退所記録の記載)

第10条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

（施設サービスの取扱方針）

第11条 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入所者の心身の状況等に応じて、その処遇を妥当適切に行う。

2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

4 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（施設サービス計画）

第12条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望・入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者又はその家族に対して説明し、文書で同意を得る。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

（介護）

第13条 介護に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清しきを行う。

3 施設は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行う。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、おむつを適切に取り替える。

5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

6 施設は、前各項に規定するもののほか、入所者に対し、離床・着替え・整容等の介護

を適切に行う。

7 施設は、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

8 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第 14 条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に提供する。

2 入所者の食事は、当該入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう支援する。

（機能訓練）

第 15 条 施設は、入所者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

（健康管理）

第 16 条 施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第 17 条 施設は、入所者について、病院等に入院する必要がある場合であって、入院後概ね 1 月以内(遅くとも 2 月以内)に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

（相談及び援助）

第 18 条 施設は、常に入所者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

4 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第19条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、その入所者の同意を得て、代わって行う。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第20条 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入所者から利用料の一部として、施設サービスに係る施設サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

3 施設は前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所者から受ける事ができる。なお、食費及び居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

① 食費 . . . 1, 445 円 (1日あたり)

② 居住費 多床室 . . . 915 円 (1日あたり)

個室 . . . 1, 231 円 (1日あたり)

③ 理美容費 . . . 実費

④ 金銭管理手数料 . . . 1, 000 円

⑤ 前各号に掲げるものの他、介護老人福祉施設の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となる費用に関し、入所者が負担することが適当と認められる費用 . . . 実費

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得る。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にはあらかじめ入所者又はその家族に対し説明を行い、入所者の同意を得る。

5 施設は、第3項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第21条 入所者は、施設での生活の秩序を保つとともに、入所者相互の親睦に努める。

2 入所者が外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届けるとともに、当該外出、外泊には家族等が付き添う。

- 3 入所者は、健康に留意し、施設で行う健康診断は特別の理由がない限り受診する。
- 4 入所者に対する面会は、面会名簿に必要事項を記入し、居室、談話室で行う。
- 5 喫煙は、施設が定めた所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力いただきます。
- 6 飲酒は、施設が定めた方法及び時間に限り、それ以外は禁酒にご協力いただきます。
- 7 入所者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。
- 8 入所者は、施設内で次の行為をしてはいけません。
 - 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（緊急時等における対応方法）

第22条 施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て施設が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応する。

- 2 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行う。

（非常災害対策）

第23条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置についてあらかじめ対策をたて、従業者及び入所者に周知徹底を図るとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

- ①消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- ②地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- ③前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

（業務継続計画の策定等）

第24条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 施設は、従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年2回)実施します。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(衛生管理等)

第25条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

- 一 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 二 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- 三 施設において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第26条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束等)

第27条 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、

- 介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業員に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的にも実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第28条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的にも実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第29条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的にも開催するものとする。

(秘密の保持)

- 第30条 施設の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2 施設は、施設の従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(苦情の対応)

第31条 施設は、提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、受付担当者及び解決責任者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携等)

第 32 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 施設は、その運営に当たっては提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(協力医療機関等)

第 33 条 施設は、入所者の病状の急変時備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定め、次の各号に掲げる体制を構築する。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者が、入院するための専用の病床を確保しておく必要までではないが、一般的に当該地域で在宅療養を行う者が入院できる体制を確保していること。
- 2 施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)に届出ます。
 - 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百

十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(職場におけるハラスメント)

第34条 施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であった業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されたことを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第35条 施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(掲示及び閲覧)

第36条 施設は、運営規程の概要・従業者の勤務の体制・協力医療機関・利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項・契約書を、施設の見やすい場所に掲示します。

- 2 施設は、原則として、前項をウェブサイトに掲載するものとする。

(損害賠償)

第37条 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をすみやかにすることとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(その他運営に関する重要事項)

第38条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。**